

# 二つ橋スカイツリーレター No.46

横浜市立二つ橋高等特別支援学校 連携支援部だより

平成31年2月22日発行



この『二つ橋スカイツリーレター』は、連携支援部が発行しているおたよりです。ここでは地域支援や福祉関係のさまざまな情報を生徒だけでなく保護者のみなさまにもお伝えしています。（生徒向けの文章にはふりがなをふっています。）

## ○福祉機関の利用について

3年生は、12月13日（木）に社会福祉法人「瀬谷はーと」の法人理事で「せや障がい者後見の支援室まんまる座」の相談員である川名準人さんから卒業後の福祉機関の利用についての話を聞きました。（保護者の方には、1月22日（火）のPTA家庭教育学級で同様の話を聞いていただきました。その内容は裏面に記載しています。）そこでみなさんにお伝えしたいことは、「福祉サービスは自分から動かないと受けられない。」ということです。学校生活の中では、先生や友達がみなさんの様子に気付いて「大丈夫？何か困っていない？」と声を掛けてくれることがあると思います。しかし、卒業した後には何か手助けが必要だと感じた場合には、自分から「～なことをしたいので、〇〇を手伝ってください。」と発信することが必要です。自立生活を送る上で福祉機関からの手助けを得るためにも、学校生活の中で自分から発信できるようにしておきましょう。また、福祉機関を利用する時に「学校での様子はどうですか？」など、学校生活について確認されることがあります。普段の様子を自分で説明できることも大切なことですが、個別面談などで確認している「個別の教育支援計画・個別の指導計画」を活用すると話がスムーズにすすみます。学校の学習の様子だけでなく、学校生活でどのような支援を受けていたかも書いてあるので、自立生活の中でどんなサポートが必要なのかが伝わりやすくなります。ぜひ活用してください。（特に卒業する3年生は大切に保管しておいてください。）

## ○ボランティア活動の参加について

45号でお知らせした後、ボランティアをしている2年生からすぐ報告がありました。インタビューに答えていただいた内容を掲載します。みなさんも参考にしてください。

ボランティアの内容「スポーツ（ボッチャ）大会の受付、問い合わせ対応」

場所 綾瀬スポーツセンター（綾瀬市）

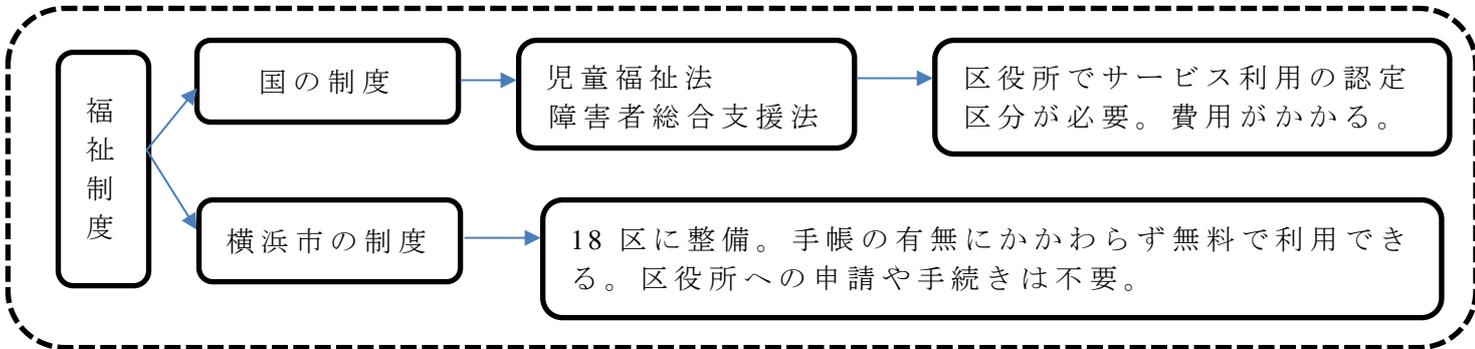
時間 8時30分～16時45分

感想 「受付対応は今までもしたことがありましたが、問い合わせ対応は初めてで難しいかと思いました。ただ、やってみると今までの仕事と大きく変わらず、落とし物対応や道案内などできました。ほかには、コートの手拭いをはがす片付け作業や、流通・サービスのよう資料づくりをしました。またやりたいです。」



## 『横浜市の福祉制度について』

1970 から 80 年代にかけて障害児の保護者が運動を起こしたことを発端とし、90 年代に国のサービスのほかに横浜市独自のサービスが用意されるようになりました。国の制度と横浜市独自の制度の両方があるために、他都市に比べると福祉サービスの制度が分かりづらい部分があります。福祉制度は全般的に「申請主義」となっています。「プライバシー（個人情報）の保護」により、個人の家庭情報などを勝手に取得したり、無制限に伝達したりできないため、福祉サービスを受けるには自分から申し出ることが必要になります。



「障害福祉のあんない」には、国の制度に基づいたサービスについては「支援法」という記載があり、横浜市独自の福祉サービスと区別がつくようになっています。

### 1. 国の制度に基づいたサービス

#### (1) 児童福祉法に基づくサービス

放課後等デイサービスや障害児入所支援など。

#### (2) 障害者総合支援法に基づくサービス

グループホームの利用（居住支援の中の『共同生活援助』）や宿泊型自立訓練（日中は就労しており、一人暮らしを目標にし、2年を上限として利用できる通勤寮）の利用、就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）などがあります。

※どちらも利用には費用が発生します。収入によって利用料が減額になることがあります。



### 2. 横浜市独自のサービス

横浜市は福祉と保健に関する相談からサービス提供までを一体的に対応できるように福祉事務所と保健所の機能を合わせた「福祉保健センター」を設置しています。そこで社会福祉職、保健師が相談を受けて支援を行います。（当然のように感じますが、各区に福祉保健センターがあることが横浜市独自です。他市では建物や場所が別々になります。）



#### (1) 基幹相談支援センター

地域生活の「よろず相談」窓口、地域での相談窓口の1つです。各区に1つあります。緊急時の対応も相談にのります。在学中は学校の連携支援部をとおして利用を開始しますが、卒業後に利用する際は直接電話で連絡することになります。

#### (2) 後見的支援制度

利用する際は直接電話で連絡することになります。「親なきあと」に備えた本人支援の相談機関で、18歳から利用できます。後見的支援室での定期的な相談やあんしんキーパーによる見守り、あんしんサポーターによる定期的な訪問もあります。初回は、本人や保護者から聞き取りをしますので、これまでの生活の様子が分かるものを用意するとよいです。基幹相談支援センターや福祉保健センターとの連携も取りまます。直接的な支援（たとえば本人に代わって家事をするなど）はできません。

※横浜市独自のサービスは国の制度に比べて、利用先と直接やり取りができ、細かく支援できるメリットがあります。また、横浜市の予算で行われていますので、多くの方が積極的にサービスを利用することで、予算の拡充・サービス提供の維持につながります。

P T A家庭教育学級の講演内容、「障害福祉のあんない 2017」をもとにしています。